

四国中央市医療M a a S 事業構築業務
仕様書

令和 7 年 8 月

四国中央市

第 1 章 総則

1. 業務名

四国中央市医療 M a a S 事業構築業務

2. 業務概要

本業務は、人口減少・少子高齢化が進む新宮地域において、発注者が保有するマルチタスク車両を用いて新宮診療所を拠点とした医療 M a a S 事業の実施に向けた諸条件の整理、運行モデルの検討、当該マルチタスク車両に搭載するオンライン診療システム・医療機器等の選定・調達・初期設定及びテスト運行等を実施し、医療 M a a S 事業を構築することで住民が安心して住み慣れた地域で暮らすことの出来る持続可能な地域医療提供体制の確保を目的とするものである。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 3 日まで

4. 業務の実施場所

本業務の実施場所は、四国中央市内一円とする。

なお、そのうち主たる業務の実施場所としては次に示す場所を想定している。

(1) 主たる業務の実施場所

本業務は、新宮診療所を拠点とした四国中央市新宮町内にて事業構築を行うものであることから、新宮診療所及びマルチタスク車両の保管場所である四国中央市役所での協議等を想定している。

① 新宮診療所

- ・住所：〒799-0303 四国中央市新宮町新宮 50 番地
- ・正式名称：国民健康保険新宮診療所

② マルチタスク車両の通常時の保管場所

- ・住所：〒799-0497 四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 号
- ・場所：四国中央市役所

(2) 納入場所

本業務にて調達するオンライン診療システム・医療機器等及び完成図書等の納入場所は、次のとおりとする。

① オンライン診療システム・医療機器等の納入場所

- ・住所：〒799-0303 四国中央市新宮町新宮 50 番地
- ・場所：国民健康保険新宮診療所

② 完成図書等の納入場所

- ・住所：〒799-0497 四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 号
- ・場所：四国中央市役所（四国中央市保健センター 2 階 医療対策課 執務室）

第2章 本業務の内容及び調達の範囲

1. 業務の範囲

本仕様書は、医療MaaSの事業構築に関係する業務を実施するためのものであり、円滑な運行モデルの検討、事業実施に必要なオンライン診療システム・医療機器等の選定・調達・初期設定及び下記一連の作業（搬入・調整・テスト運行等全般）を実施するためのものである。

なお、本仕様書に基づく調達の過程で明らかとなる作業及び受注者が提案時に必要とした作業は、原則、本業務の範囲とする。

（1）事業構築の範囲

本業務に関連する事業構築業務の範囲は、次のとおりとする。

- ① 全体のプロジェクト管理
- ② 打合せ協議
- ③ 運行モデルの検討
- ④ 搭載するオンライン診療システム・医療機器等の選定・調達・初期設定
- ⑤ テスト運行
- ⑥ 運用マニュアル作成及び研修の実施
- ⑦ 市職員向け説明会の実施
- ⑧ 地域住民等への周知啓発

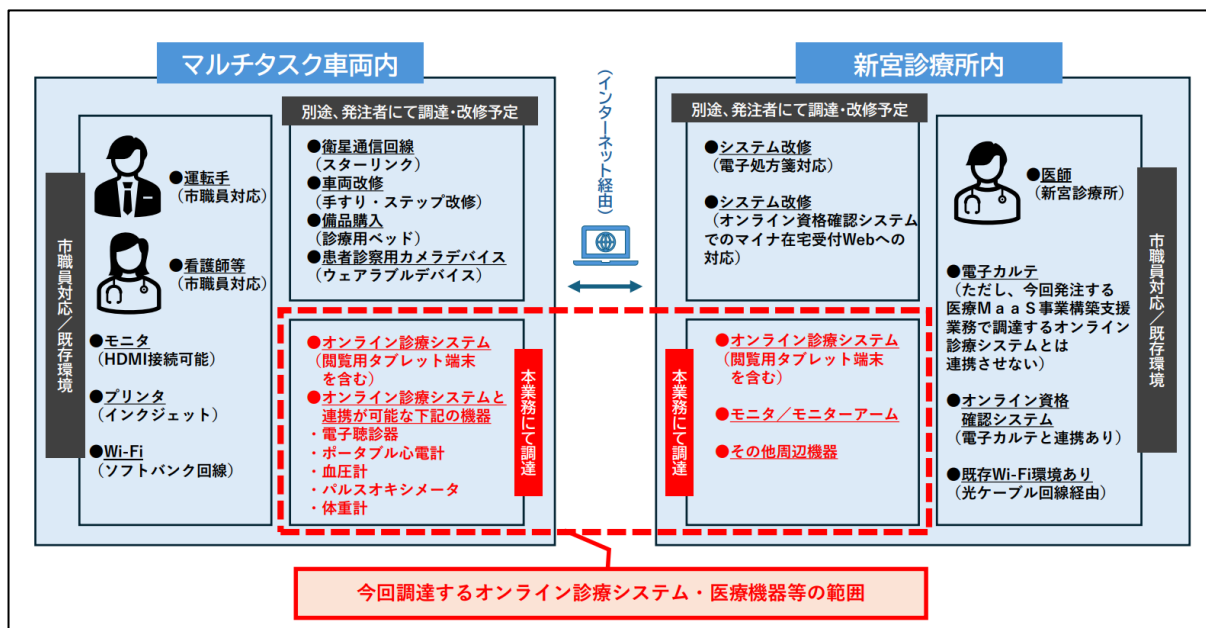
（2）オンライン診療システム・医療機器等の範囲

本業務に関連するオンライン診療システム・医療機器等の範囲は、次のとおりとする。

- ① オンライン診療システム等（周辺機器を含む）
- ② 医療機器等

（3）本業務において調達するオンライン診療システム・医療機器等の範囲及び既存環境の整理

本業務において、受注者にて選定・調達・初期設定するオンライン診療システム・医療機器等の範囲及び発注者側の既存環境については、次に示すとおり整理した。



2. 費用の考え方

本業務における費用負担の考え方については、次のとおりとする。

(1)月額利用料（ランニング費用）

利用料金の支払いについては、本格稼働後から開始するものとする。

3. スケジュール概要

本業務における関連するスケジュール概要について、次に示すとおり整理した。

項番	工程・調達	予定時期	備考(前提等)
1	マルチタスク車両用車載用ベッドの調達	令和7年9月頃	別途、発注者にて調達。
2	衛星通信（スターリンク）の調達	令和7年10月頃	別途、発注者にて調達。
3	ウェアラブルデバイスの調達	令和7年10月頃	本業務の提案内容を参考とし、別途、発注者にて調達。
4	運行モデルの検討	令和7年10～12月	本業務内容。
5	オンライン診療システム・医療機器等の選定・調達	令和7年10～12月	本業務において受注者が調達。
6	システム改修 （オンライン資格確認システム）	令和7年12月頃	別途、発注者にて改修。
7	システム改修 （電子処方箋対応）	令和7年12月頃	別途、発注者にて改修。
8	マルチタスク車両手すり・踏み台取付修繕	令和7年12月頃	別途、発注者にて調達。
9	運用マニュアル作成及び診療所スタッフ向け研修	令和8年1月頃	本業務内容。
10	テスト運行の実施	令和8年1月頃	本業務内容。
11	市職員向け説明会の実施	令和8年2月頃	本業務内容。
12	各種届出の実施	令和8年2月頃	受注者の支援のもと、発注者にて届出。
13	地域住民等への周知啓発	令和8年2月頃	本業務内容。
14	業務完了	令和8年3月3日まで	本業務内容。
15	本稼働	令和8年3月中旬	運用開始

※スケジュールの詳細は発注者と受注者の間で協議の上決定する。

第3章 既存環境

1. 医療 MaaS で用いるマルチタスク車両の概要

(1) マルチタスク車両の仕様概要

本業務において事業構築する「医療 M a a S」で用いるマルチタスク車両の主な仕様は、次のとおりである。

項目	内容
車名	トヨタ ハイエース
車体形状	ステーションワゴン
乗車定員	最大 10 名
長さ（車体）	538cm
幅（車体）	188cm
高さ（車体）	230cm

※その他、モニタ、電源コンセント及び USB ポートを搭載している。

(2) マルチタスク車両の外観／内観

本業務において事業構築する「医療 M a a S」で用いるマルチタスク車両の外観／内観は、次のとおりである。

<外観>



<内観>



（３）マルチタスク車両の使用状況（行政M a a Sとしての活用）

当該マルチタスク車両は、現在「行政M a a S」車両として主に火曜日・木曜日の午前中を目安に使用しており、本業務において「医療M a a S」の事業構築する際は「行政M a a S」の未使用時間を活用する等、調整を図ったうえで円滑な運用モデルを検討する必要がある。

<参考：令和7年7月中旬から令和7年8月中旬の運行予定>

2. 新宮診療所

本業務において事業構築する「医療M a a S」の診療拠点となる新宮診療所の概要は、次のとおりである。

（１）施設概要（※診療内容のうち、歯科以外の「医科」の概要のみ掲載）

項目	内容
正式名称	国民健康保険新宮診療所
施設住所	四国中央市新宮町新宮 50 番地
診療科目 ※医科の内容。	内科 外科 小児科 放射線科
診療曜日 ※医科の内容。	火曜～金曜
診療（受付）時間 ※医科の内容。	＜午前＞ 8 時 30 分～11 時 30 分 ＜午後＞ 13 時 30 分～16 時 30 分

（２）主な周辺環境

項目	有無	備考
電子カルテ	○	オンプレミス型電子カルテ。
オンライン資格確認システム	○	ただし、電子処方箋及びマイナ在宅受付 Web には今後対応予定。
キャッシュレス決済	×	
インターネット環境	○	光インターネット回線による施設内 Wi-Fi 環境あり。

第4章 基本方針

1. 業務の目的・主旨

本業務において事業構築する「医療MaaS」では、新宮診療所に通院する生活習慣病等の慢性疾患患者について、定期的な直接の対面診療の一部をオンライン診療に代替し、医師及び患者の利便性の向上を図ることを主な目的としている。

2. オンライン診療に係る各種指針等への準拠

本業務において事業構築する「医療MaaS」は、国がオンライン診療の適切な実施のために定めた各種指針等に則って、基準を満たしたうえで実施できる運行モデルである必要がある。

<主な指針>

・厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月）

<その他>

・厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024_00004.html）の「オンライン診療について」に掲載されている内容を踏まえた検討を行うこと。

・四国中央市情報セキュリティポリシーを遵守すること（なお、四国中央市情報セキュリティポリシーは契約締結後、受注者に開示する）。

3. 新宮地域において構築を想定する医療MaaSの概要及び想定する運行モデル

本業務においては、オンライン診療の実施にあたり患者に複雑な端末の操作を強いることなく、看護師等の補助のもと、対面診療時と遜色のないオンライン診療環境を整えるため、以下のとおり実施することを想定している。

（1）想定する運行モデル

本業務において事業構築する「医療MaaS」の運行モデルは、看護師等が車両に同乗して患者の自宅等を訪問し、医療機器等を搭載した車両からオンライン診療を実施する「D to P with N」の形式を想定している。

（2）事業概要及び運行イメージ

本業務の事業概要及び想定する事業イメージは、次のとおりである。

事業概要	事業イメージ
本業務は、人口減少・少子高齢化が進む新宮地域において、発注者が保有するマルチタスク車両を用いて新宮診療所を拠点とした医療MaaS事業の実施に向けた諸条件の整理、運行モデルの検討、当該マルチタスク車両に搭載するオンライン診療システム・医療機器等の選定・調達・初期設定及びテスト運行等を実施し、医療MaaS事業を構築することで住民が安心して住み慣れた地域で暮らすことの出来る持続可能な地域医療提供体制の確保を目的とするものである。	

第5章 業務内容

1. 主な業務内容

(1) 事業構築業務の主な内容

本業務において、事業構築に係る主な業務内容は、次のとおりである。

① 全体のプロジェクト管理	・年度内の事業構築に向けたプロジェクト管理を行う。
② 打合せ協議	・月に1度、業務進捗などの情報共有のため、定例打合せを行う。 ・その他、業務の必要に応じて打合せ協議を行う。
③ 運行モデルの検討	発注者が行政MaaS用に保有するマルチタスク車両を使用し、円滑で効果的な医療MaaSの運行モデルの検討を行う。 ・オンライン診療に係る指針等へ準拠や必要な届出等の確認。 ・処方箋取り扱いの検討、服薬指導方法の検討。
④ 搭載する オンライン診療システム・ 医療機器等の 選定・調達・初期設定	・発注者にて今回の発注とは別業務として調達予定のウェアラブルデバイスと組み合わせた、効果的なオンライン診療システム・医療機器等の選定・調達・初期設定を行う。 <ウェアラブルデバイスについて> 発注者にて調達を予定するウェアラブルデバイスは下記のクリップ型デバイスを想定しているが、より効果的な他のデバイス（クリップ型のウェアラブルデバイスに限る）があれば提案に含めること。 [参考品]・製造：株式会社ソリトンシステムズ ・名称：Zao ウェアラブル ・型番：STC-ZAOBWC-N
⑤ テスト運行	・テスト運行の計画策定、テスト実施支援を行う（想定：2回程度）
⑥ 運用マニュアル作成及び研修の実施	・運用マニュアル作成。 ・管理者及び新宮診療所スタッフ向け研修
⑦ 市職員向け説明会の実施	・市役所職員向けに説明会を開催する（計1回程度）
⑧ 地域住民等への周知啓発	・地域住民等の医療MaaS利用促進に向けて、事業内容について市内外へ周知啓発を行う。

(2) オンライン診療システム・医療機器等の主な調達内容

本業務において、受注者が調達するオンライン診療システム・医療機器等主な調達内容は、次のとおりである。

① オンライン診療システム	・受注者にて選定・導入・初期構築するオンライン診療システムは、下記[②医療機器等]に示す機器と連携可能なものとする。 ・また、オンライン診療システムを閲覧するタブレット端末及びモニタ等の周辺機器を含むものとする。
② 医療機器等	・本業務において、受注者にて選定・導入・初期構築する医療機器は、オンライン診療システムと連携可能な以下の医療機器等とする。 <医療機器について> 電子聴診器、ポータブル心電計、血圧計、パルスオキシメータ、体重計

2. プロジェクト管理の実施

(1) 打合せ協議

受注者は、次の表に記載する会議を開催し、会議の進行、資料の作成、印刷及び説明等を行うこと。

会議名	開催頻度	目的	発注者出席者	受注者出席者
キックオフ会議	1 回	プロジェクト開始時にプロジェクト全体の推進方法について確認を行う。	業務管理者 監督員 業務スタッフ	業務管理者 主任担当者 業務スタッフ 営業担当
プロジェクト定例会	月 1 回	プロジェクト全体の状況報告及び課題・リスク等に関する意思決定を行う。	業務管理者 監督員 業務スタッフ	業務管理者 主任担当者 業務スタッフ
プロジェクト担当者会議	随時	作業内容、スケジュール、進捗状況及び課題・リスク等の協議を行う。	業務管理者 監督員 業務スタッフ	主任担当者 業務スタッフ

(2) 打合せ協議の調整

① 会場及び日程調整

会議の開催日時及び開催場所は、開催予定日の原則 7 日前までに発注者と受注者で調整を行った上で決定するものとし、開催場所は原則発注者が用意する。開催方法は指定しないがリモートによる会議が可能な場合は可とする。なお、リモート会議用の会議ツール及び事前予約手続き等は、原則として受注者にて用意すること。

② 会議資料及び議事録の作成

会議で使用する資料は開催予定日の原則 2 日前までに発注者へ提出するものとし、「議事録」は開催日から原則 5 日後までに発注者へ提出すること。なお、会議体や会議資料等に変更が生じる場合は、すみやかに発注者と受注者で協議の上、対応を決定する。

第6章 オンライン診療システム・医療機器等の要件

1. オンライン診療システム等について

本業務において受注者にて選定・調達・初期設定するオンライン診療システム等の要件は次のとおりとする。

(1) 基本要件

- ① ユーザーやデバイス等の増減には柔軟に対応することが可能なシステムであること。
- ② オンライン診療に用いる医療機器等と連携が可能なシステムであること。
- ③ FaceTime や Zoom などの既存の「汎用テレビ電話システム」は活用せず、オンライン診療専用のサービス事業者が提供する「オンライン診療システム」を選定すること。
- ④ 管理コンソール画面については、日々の管理業務で市職員が利用することを前提に、利用者に優しい画面設計であること。
- ⑤ 導入する機器はいかなる場合も中古品は不可とする。

(2) システム要件

医療機器等と連携させることでバイタルデータ等のデータ連携が可能なシステムとすること。

(3) 主たる利用者

No	ネットワーク種別	デバイス数	ユーザー数	備考
1	インターネット系	1	1	管理者ユーザー
2	インターネット系	2	2	一般ユーザー

(4) 機器構成

機器名	台数	説明	備考
タブレット端末	1 台／管理サポート用	オンライン診療の管理サポート用のタブレット端末	既存機器の利用不可。
タブレット端末 及び モニタ	1 式／医師側	医師が患者とオンライン診療ができるタブレット端末とモニタ	既存機器の利用不可。 また、既存の電子カルテとは連携させないものとする。
タブレット端末	1 台／患者側	患者が医師とオンライン診療ができる端末	既存機器の利用不可。

なお、オンライン診療に必要なインターネット環境は、別途発注者にて確保する。

(5) その他要件

その他必要なケーブル類、モニターアーム及び周辺機器については、必要となる数量をすべて本調達に含むこと。

2. 医療機器等について

本業務において受注者にて選定・調達・初期設定する医療機器等の要件は、次に示すとおりとする。

(1) 基本要件

- ① オンライン診療システムと連携が可能な医療機器等であること。
- ② 診療用の医療機器として、国の認証を受けているものであること。
- ③ 導入する医療機器等はいかなる場合も中古品は不可とする。

(2) 調達する医療機器等の種別及び数量

No.	医療機器等の種別	数量
1	電子聴診器	1
2	ポータブル心電計	1
3	血圧計	1
4	パルスオキシメータ	1
5	体重計	1

3. 運用保守要件

運用保守について、運用保守期間を5年間とした月額利用料60か月分の経費を提案すること。

- ① オンライン診療システム・医療機器等の障害の状況に応じて、迅速に復旧に取り掛かれること。なお、障害復旧後5営業日以内に障害報告書を提出し、再発防止に努めること。
- ② 対応時間は、月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15(ただし、国民の祝日に関する法律により定める休日、年末年始及び当市が別途定める日は除く)は最低条件とする。
- ③ 受注者は、システム運用保守期間は納入機器の保守部品等について供給を保証すること。
- ④ 定期的(年1回以上)、オンライン診療システム・医療機器等の点検作業を実施すること。
- ⑤ 定期交換部品(バッテリーを含む)等は、保守対象とすること。
- ⑥ 保守作業及び部品交換等に要する費用は運用保守の範囲内とすること。

なお、運用保守については、長期継続契約での締結を予定しているため、次年度以降の予算の減額、又は削減等四国中央市の事情により契約解除をできる特約事項を設定し、導入するシステムやアプリケーションの無償バージョンアップ及びアップデートは運用保守期間満了まで提供すること。

第7章 テスト運行

1. テスト運行の事前検証

テスト運行時でのトラブル（機器不良、設定誤り）及び作業時間の短縮を考慮するため、事前に検証環境を構築し動作検証・接続試験を実施すること。

受注者における社内テストはもちろん、現地作業時においても、動作検証・接続試験の結果をもとに現地動作試験を実施すること。

2. テスト運行の実施

（1）テスト運行計画書の作成

実施するテスト運行について、テスト実施方針、実施内容、評価方法及び実施者を記載し、テスト運行実施までにテスト運行計画書として提出し、承認を得ること。

（2）テスト運行に係る要件

- ① 受注者はテスト作業の管理を実施すると共に、その結果と品質に責任を負うこと。
- ② 受注者はテストの実施に必要な発注者側の担当者及び新宮診療所のスタッフ等との作業調整を行うこと。
- ③ テストスケジュールは、発注者への作業負担を抑えるよう工夫すること。
- ④ テストにおいて、導入スケジュールに大きな影響を及ぼす可能性のある問題を把握した場合は、速やかに発注者に報告すること。
- ⑤ テスト終了時に、実施内容及び評価結果をテスト実施報告書として作成し報告すること。
- ⑥ テストに特別な環境が必要な場合は、受注者の負担と責任において準備すること。

第8章 実施体制

1. 四国中央市の体制

本業務の発注者の体制は、地域医療対策に関する担当課の職員が担当する。

2. 受注者の体制

本業務に関連する着手にあたっての受注者の体制については、次に示すとおりとする。

- ① 本業務を行うにあたり、受注者は、主任技術者及び担当技術者を任命し、オンライン診療システム・医療機器の選定・調達・初期設定、テスト運行等について管理等が行える体制を整えること。
- ② 業務管理者及び発注者と連絡及び調整を行う一元的な窓口となる主任担当者を配置すること。なお、やむを得ない理由により、業務管理者及び主任担当者等の作業担当を変更するときは、書面により発注者に提出して承認を受けること。
- ③ 発注者に事前に告知する必要がある作業については、事前に十分な検証と期間をとり、安全かつ効率的なスケジュールにて準備ができる体制を整えること。
- ④ 発注者から要望がある場合は、速やかに四国中央市役所にて打ち合わせを実施すること。

3. 役割分担

本業務は、原則として受注者が実施すること。ただし、発注者において実施することが適当と考えられる場合や、受注者が発注者の協力を必要とする場合等、受注者以外の者に作業を実施させようとする場合には、受注者及び発注者で協議のうえ、作業者を決定することとする。

工程	項目	発注者	受注者
共通	全体的な工程の作成	△	◎
	全体的な工程の承認	◎	
	会議議事録の作成	△	◎
	会議議事録の承認	◎	
	問題処理票の作成	◎	◎
	問題処理票の回答	◎	◎
	問題処理対応	◎	◎
運行モデルの検討	運行モデルの検討	△	◎
	必要となる施設基準等の届出内容の確認	△	◎
	運行モデルの承認	◎	
オンライン診療システム・医療機器等の選定・調達・初期設定	オンライン診療システム・医療機器等の選定		◎
	オンライン診療システム・医療機器等の承認	◎	
	オンライン診療システム・医療機器等の調達		◎
	オンライン診療システム・医療機器等の初期設定		◎
運用マニュアル作成及び研修の実施	研修・説明会実施計画書の作成	△	◎
	研修・説明会実施計画書の承認	◎	
	運用マニュアル作成		◎
	研修・説明会の実施	△	◎

工程	項目	発注者	受注者
テスト運行	運用テスト手順書の作成	△	◎
	運用テスト手順書の承認	◎	
	運用テストの実施	◎	◎
検査	検査確認手順書の作成	△	◎
	検査確認手順書の承認	◎	
	検査確認の実施	◎	△

◎は主として行う担当、△については副担当とする。

※双方◎についてはお互いが積極的に取り組むこと。

4. 業務用機材

本業務の遂行のため、受注者が必要とする機材は、受注者が用意すること。

5. 再委託の禁止

受注者は、業務の処理を他に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、市の承認を得たときは、この限りではない。

6. 法令等の遵守

受注者は、関係法令並びに四国中央市の条例、規則及び要綱等を十分理解すること。

なお、四国中央市で定める文書管理規定等、本契約に関連する規則類は、四国中央市ホームページ (https://www1.g-reiki.net/shikokuchuo/reiki_menu.html) の例規集に掲載のとおりである。

7. 疑義の解釈

疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者で協議の上、決定する。

第9章 契約の基本要件

1. 契約不適合責任要件

- ① 本業務の検査後から1年間に、納入物品等について、本業務の仕様と不一致が発見された場合、要求した性能水準に達していないことが判明した場合、及び設計ミスによる不良が判明した場合には、発注者及び受注者は協議を行い、その原因が受注者の責に帰すべきものであると判断された場合には、受注者は無償で当該納入物品の修正を行うこと。ただし、本業務とは別に、発注者が新たに修正等を加えたものによる契約不適合は除くものとする。
- ② 受注者の責による契約不適合により損害を被った場合には、契約不適合修補請求の有無に関係なく、発注者は受注者に損害賠償を請求できることとする。

2. 機密保持要件

- ① 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を発注者の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- ② 本業務の遂行のために発注者が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は業務終了までに発注者に返却すること。
- ③ 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

3. 著作権者等

納入成果物に第三者が権利を有する著作権等が含まれている場合、受注者は当該著作権等の使用に関する負担を含む一切の手続きを行い、第三者の著作権その他の権利を侵害していないこと。

4. 諸費用

業務履行に際して必要となる交通費、宿泊費、通信費、消耗品、印刷費、資材、車両等その他必要となる一切の経費は、全て契約金額に含むものとする。また、Web会議を実施の場合、本市側で必要となる設備及び通信費は本市が負担するが、受注者がライセンス料等の発生するアプリケーションの利用を希望する場合は、その費用は本市分も含めて受注者が負担すること。

5. 契約内容の変更

仕様変更、機能追加、その他の構築内容又はスケジュール等に影響がある変更が発覚した場合には、直ちに、発注者と協議しなければならない。

6. 契約満了後の技術協力

受注者は、本業務終了後に発注者がシステム更新等を検討する際において、技術的な協力を行うとともに、更新に必要な設定情報、データ等の移行、情報提供及び助言について、誠実かつ速やかに対応すること。

第 10 章 納入及び成果物要件

1. オンライン診療システム及び医療機器等の納入

作業完了において、納入するオンライン診療システム及び医療機器等については、メーカーより提供されている最新のパッチを適用して納入すること。

2. 成果物等の納入

(1) 品質担保

受注者が発注者に納める成果物及び会議体等で提示する資料は、発注者へ提示する前に、作成者以外の担当者による品質チェックを実施すること。なお、品質チェックは、誤字・脱字の修正はもちろんのこと、フォントの種類や文字の大きさ、資料構成や文章表現のわかりやすさ等を最大限考慮すること。

(2) 成果物の納品

本業務の成果品は次の表に示すとおりとする。また、納品については、紙媒体のほか、電子データを C D - R 等の電子媒体により納品すること。なお、納入する電子ファイルの形式は、Adobe PDF 形式および Microsoft Office 2010 (Word、Excel または PowerPoint) 以降の OpenXML 形式とする。その他、成果品の編集方法等は協議により決定する。

No.	名称
1	業務報告書
2	会議資料及び会議議事録
3	オンライン診療システム・医療機器構成図
4	テスト運行計画書及びテスト結果報告書
5	各種マニュアル
6	その他必要書類

3. 検査

本仕様書記載の業務が完了し、完成図書、納入機器等の資料及びテスト結果報告書等一式の提出を行い、発注者の承認を得た後、受注者（主任技術者）同席のもと検査を受け、合格をもって完了とする。

なお、納入物品に契約不適合等があった場合は速やかに交換対応すること。